

○北海道警察職員人事記録取扱規程

北海道警察本部訓令第12号

昭和57年12月15日

改正 昭和62年4月1日警察本部訓令第5号、63年7月26日第10号、平成元年9月25日第21号、2年12月1日第16号、3年5月24日第8号、4年8月26日第18号、10月16日第26号、11月27日第28号、5年3月11日第2号、9月24日第10号、7年9月29日第20号、8年9月6日第16号、9年10月28日第18号、11年9月16日第24号、13年10月23日第32号、15年2月28日第2号、11月6日第19号、16年10月26日第18号、17年3月29日第7号、10月19日第31号、22年11月10日第18号、24年3月23日第11号、25年5月13日第7号、27年3月23日第11号、28年4月1日第21号、29年10月4日第25号、令和2年3月27日第13号、令和3年3月29日第15号

北海道警察職員人事記録取扱規程を次のように定める。

北海道警察職員人事記録取扱規程

北海道警察職員人事記録取扱規程（昭和52年北海道警察本部訓令第13号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、北海道警察職員（以下「職員」という。）の人事記録の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「人事記録」とは、職員の人事に関する記録のうち、次に掲げるものをいう。

- (1) 勤務記録表
- (2) 身上申告書

（人事記録の取扱い）

第3条 人事記録は、公開しない。

2 人事記録は、公正かつ正確な作成に努めるとともに、紛失、汚損その他効用を損なうことがないよう慎重に取り扱わなければならない。

（勤務記録表）

第4条 職員の身上及び勤務に関する記録は、警察情報管理システム運営規程（令和3年北海道警察本部訓令第14号）第2条第3号の北海道警察情報管理システムによる人事情報管理業務（以下単に「人事情報管理業務」という。）によって作成する勤務記録表（別記第1号様式）により行う。

（勤務記録表の作成、保管等）

第5条 所属長は、新たに採用された職員について、採用後20日以内に人事記録入力表（別記第1号様式の2）を作成し、採用後に撮影した当該職員の顔写真1枚を添えて北海道警察本部（以下「警察本部」という。）の警務課長に送付しなければならない。

2 警察本部の警務課長は、前項の規定により人事記録入力表の送付を受けたときは、当該入力表に記載された内容を、速やかに、人事情報管理業務で管理する人事に関するデータ（以下「人事データ」という。）に登録するものとする。

3 警察本部の警務課長及び方面本部の警務課長（対象職員が札幌方面の所属の職員である場合を除く。次条第4項及び第11条第3項において同じ。）並びに所属長は、前項の規定による登録終了後、当該職員の勤務記録表を人事情報管理業務によりそれぞれ1部出力の上、所属及び職員別に整理し、これを保管するものとする。

（異動事項の届出、補正等）

第6条 職員は、勤務記録表の記載事項のうち、次の各号に掲げる事項について異動があったときは、速やかに所属長に届け出なければならない。

- (1) 氏名
- (2) 本籍地
- (3) 学歴及び資格
- (4) 家族
- (5) その他身上に関する事項

2 所属長は、前項の規定による届出を受け、又は当該届出を受けた事項以外の勤務記録表の記載事

項について異動があったときは、速やかに勤務記録表記載事項異動報告書（別記第2号様式）により警察本部の警務課長に報告しなければならない。ただし、勤務記録表の記載事項のうち、職員の任免、研修、術科・技能検定、給料、表彰その他の警察本部若しくは方面本部又は北海道警察学校（以下「警察学校」という。）の各所属において主管する事務に関し発令又は決定する事項については、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する事項については、その事務を主管する所属長が、当該事項の発令又は決定をしたときに、その都度勤務記録表記載事項異動報告書により警察本部の警務課長に報告するものとする。

4 警察本部の警務課長は、前2項の規定による報告を受けたときは、その都度人事データを人事情報管理業務により補正するものとし、補正終了後は、警察本部の警務課長及び方面本部の警務課長並びに所属長は、内容の補正された勤務記録表を速やかに人事情報管理業務により再出力し、補正前の勤務記録表を廃棄しなければならない。

（身上申告書）

第7条 職員の身上に関する調査は身上申告書により行うものとし、その様式は別に定める。

（身上申告書の作成等）

第8条 職員（会計年度任用職員及び臨時的任用職員並びに非常勤職員を除く。）は、毎年10月1日現在における身上申告書を作成し、これを所属長に提出しなければならない。ただし、新規採用者（割愛採用者及び出向からの帰道者を含む。）については採用時、初任科生については警察学校卒業予定の1月前にそれぞれ作成するものとする。

2 所属長は、前項の規定により身上申告書の提出を受けたときは、その記載内容を確認するとともに、必要な意見を記入しなければならない。

（作成部数及び保管責任者）

第9条 身上申告書の作成部数及び保管責任者は、別表のとおりとする。

（保存期間）

第10条 人事記録の保存期間は、次に掲げるとおりとする。

(1) 勤務記録表 長期

(2) 身上申告書 3年

2 離職した職員に係る身上申告書は、前項の規定にかかわらず、廃棄するものとする。ただし、北海道警察本部警務部長（以下「警務部長」という。）が人事管理上特に必要と認める場合は、この限りでない。

（異動時の取扱い）

第11条 所属長（札幌方面の警察署長が被作成者等である場合においては、警務部長。以下この項において同じ。）は、職員が所属を異にして異動した場合は、当該職員に係る身上申告書を整理して、速やかにこれを異動先の所属長に送付しなければならない。

2 警察本部若しくは方面本部の警務課長、方面本部長又は警務部理事官（以下この項において「警務課長等」という。）は、当該方面管内の職員が方面を異にして異動した場合は、当該職員に係る身上申告書を整理して、速やかにこれを異動先の警務課長等に送付しなければならない。

3 警察本部の警務課長及び方面本部の警務課長並びに所属長は、職員が所属を異にして異動した場合は、当該職員に係る勤務記録表を廃棄しなければならない。この場合において、異動先の警察本部の警務課長及び方面本部の警務課長並びに所属長は、当該職員に係る勤務記録表を1部出力の上、所属及び職員別に整理し、これを保管しなければならない。

（委任）

第12条 この訓令に定めるもののほか、職員の人事記録の管理に関し必要な事項は、警務部長が定めることができる。

附 則

この訓令は、昭和57年12月25日から施行する。

附 則（昭和62年警察本部訓令第5号）

この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年警察本部訓令第10号）

この訓令は、昭和63年8月1日から施行する。

附 則（平成元年警察本部訓令第21号）

この訓令は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成2年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成2年12月1日から施行する。

附 則（平成3年警察本部訓令第8号）

この訓令は、平成3年6月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成4年9月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第26号）

この訓令は、平成4年11月1日から施行する。

附 則（平成4年警察本部訓令第28号）

この訓令は、平成4年12月1日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成5年警察本部訓令第10号）

1 この訓令は、平成5年10月1日から施行する。

2 この訓令施行の際現に改正前の訓令に基づき調製された様式用紙に残部のある場合は、当分の間これを使用することができる。

附 則（平成7年警察本部訓令第20号）

この訓令は、平成7年10月1日から施行する。

附 則（平成8年警察本部訓令第16号）

この訓令は、平成8年9月10日から施行する。

附 則（平成9年警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成9年10月28日から施行する。

附 則（平成11年警察本部訓令第24号）

この訓令は、平成11年10月1日から施行する。

附 則（平成13年警察本部訓令第32号）

この訓令は、平成13年11月1日から施行する。

附 則（平成15年警察本部訓令第2号）

この訓令は、平成15年3月1日から施行する。

附 則（平成15年警察本部訓令第19号）

この訓令は、平成15年11月6日から施行する。

附 則（平成16年警察本部訓令第18号）

1 この訓令は、平成16年10月26日から施行する。

2 この訓令の施行の際現に改正前の北海道警察職員人事記録取扱規程の規定により調製された様式用紙に残部のある場合は、当分の間、これを使用することができる。

附 則（平成17年警察本部訓令第7号）抄

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年警察本部訓令第31号）

この訓令は、平成17年10月19日から施行する。

附 則（平成22年警察本部訓令第18号）

この訓令は、平成22年11月10日から施行する。

附 則（平成24年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年警察本部訓令第7号）

この訓令は、平成25年5月13日から施行する。

附 則（平成27年警察本部訓令第11号）

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年警察本部訓令第21号）

1 この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

2 この訓令による改正前の北海道警察職員人事記録取扱規程第3章第3節の規定により作成された勤務評定表の保存期間は、なお従前の例による。

附 則（平成29年警察本部訓令第25号）

この訓令は、平成29年10月4日から施行する。

附 則（令和2年警察本部訓令第13号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年警察本部訓令第15号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

※ 別表等は省略